

大阪会議御中

大阪会議会長の一票の権利について

2015年9月24日

大阪市長 橋下徹

(結論)

大阪会議における議事の採決において、現在、会長には当初よりの一票は与えられていない。

しかしこのような扱いは憲法 92 条の地方自治の本旨に反し、同 93 条 2 項の議員の住民代表性に明確に反する。さらには地方自治法 116 条の議長裁定権の解釈適用を間違え違法であることも明白である。

したがって、大阪会議会長には、議事の採決において当初より一票を与えるべきである。

(理由)

大阪会議会長も住民より直接選挙で選ばれた議員である。

大阪会議の議事の採決において会長が当初より一票を与えられなければ、大阪会議の採決は住民の意思を反映した結果とは言えない。

他方、地方自治法 116 条 2 項は、議長が議員として採決に加わることができない場合を定めている。これは同 1 項において、議長には可否同数の場合の議長裁定権が与えられているからである。つまり、議長に当初からの一票を与えて可否同数の場合（議長を含めて議員数が偶数の場合）にも議長裁定権を与えると、議長は二票有することになってしまうし、また当初から一票を与えると可否同数にならない場合（議長を含めて議員数が奇数の場合）にも当初からの一票を与えると議長裁定権の意味がなくなってしまうからである。ゆえに法律上、議長裁定権という通常の一票とは異なる一票が議長に与えられているからこそ、議長には当初からの一票が与えられていないのである。 同様の趣旨から、国会両院の議長にも当初よりの一票は与えられていない。憲法 56 条 2 項において議長に可否同数の場合の議長裁定権が与えられているからである。

したがって、憲法 92 条の地方自治の本旨、同 93 条 2 項の議員の住民代表性より導かれる会長の当初よりの一票の権利を奪うには、会長に可否同数の裁定権が与えられることの引き換えに、会長の当初よりの一票が奪われることが法上明確に定められている場合だけである。

そこで、大阪会議を定める条例、規約等を見ると、大阪会議会長には可否同数の場合の会長裁定権を定める規定はどこにも存しない。ゆえに、大阪会議会長の当初よりの一票の

権利を奪うことは許されず、大阪会議会長には当初より一票の権利が与えられるべきである。

以上